

国分寺市立



第四中学校

令和5年度

いじめ防止基本方針

～全ての四中生が安心して学校生活を送れるように～

四中宣言

各学校で起きているいじめやからかいの問題については、みなさんも多く関心を持っていることと思います。現在の四中でも全くないことはありません。一人でもつらい思いをしている人がいれば、それは悲しいことです。

四中での中学校生活が、のびのびと充実したものになるよう、みんなで考え行動していきましょう。お互いを認め合い協力することによって、素晴らしい学校を作り上げていくことを生徒総会の名において、宣言します。

- 1 私たちは、自分のことばかり考えず、他人の立場に立って考え、行動します。
- 2 私たちは、困っている人がいたら、皆で協力して助け合う和やかな雰囲気をつくれます。
- 3 私たちは、言葉や行動などで人を傷つけるようなことはせず、また許さず、いじめやからかいを追放し、正義の通る学級・学年・学校にします。
- 4 私たちは、「互いを認め合う四中」の生徒としての誇りをもって、よき伝統を築き上げます。

国分寺四中・生徒会（1996年5月17日）

目 次

1	いじめ問題に対する基本的な考え方	2
(1)	いじめとは	
(2)	いじめの基本認識	
(3)	いじめの構造	
2	いじめの未然防止	3
(1)	いじめを生まない学級と授業	
(2)	教師の人権感覚を高める	
(3)	教師の指導技術	
(4)	生徒の人権感覚を育む ～道徳教育の重要性～	
3	いじめの早期発見	4
(1)	いじめの発見経路	
(2)	いじめ発見の点検項目	
(3)	いじめの発見が遅れる原因	
(4)	早期発見のための手立て	
(5)	相談しやすい環境を整える	
(6)	「STOPいじめ！国分寺五カ条」等を具現化する	
4	早期対応	7
(1)	いじめ対応の基本的な流れ	
(2)	事実確認の際の確認事項	
(3)	犯罪行為の有無と程度を確認する	
(4)	いじめられた生徒・保護者に対する対応	
(5)	いじめた生徒・保護者に対する対応	
(6)	周囲の生徒たちに対する対応	
(7)	継続した指導	
5	感染症等への偏見や差別・いじめへの対応	10
(1)	感染症やその予防についての正しい理解	
(2)	不当な偏見や差別、いじめの防止や発生した時の対応	
(3)	保護者との協力・連携	
(4)	個人情報の保護	
6	インターネットおよびSNS上のいじめへの対応	11
(1)	インターネットおよびSNS上のいじめとは	
(2)	SNSの特殊性による危険性	
(3)	家庭との連携	
(4)	情報規範（情報モラル）教育	
(5)	書き込みや画像の削除に向けて	
7	いじめ防止対策委員会の設置	14
(1)	目的	
(2)	構成員	
(3)	役割	
(4)	定例会及び緊急招集	
8	いじめ防止のための年間行動計画	15
(1)	月別年間行動計画	
(2)	年間を通して実施すること	
(3)	教育委員会、警察、関係機関との連携	
(4)	教職員の研修	
9	重大事態発生時の関係機関との連携	16
(1)	国分寺市教育委員会との連携	
(2)	小金井警察署との連携	
(3)	警視庁少年サポートセンターとの連携	

1 いじめの基本的な考え方

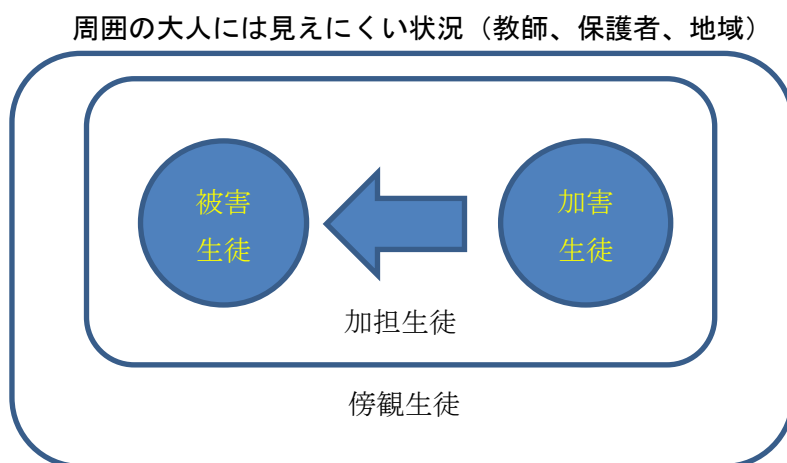
(1) いじめとは

「いじめ」とは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」です。なお、「学校いじめ対策委員会」がいじめを認知するに当たっては、一人一人の児童・生徒の状況から、「この子供は苦痛に感じているのではないか。」という視点に立って判断します。

(2) いじめの基本認識

- ① いじめは、どの生徒にも、どの学校にも、どの社会にも起こり得るものである。
- ② いじめは、人権侵害であり、人として決して許される行為ではない。
- ③ いじめは、大人には気付きにくいところで行われることが多く、発見されにくい。
- ④ いじめる生徒に対して、「いじめは人間として絶対に許されない」という認識を徹底させる。
- ⑤ いじめられている生徒には、徹底して守り通し、いじめによって被る不利益がないようにする。
- ⑥ いじめは、いじめられる側にも問題があるという考え方は間違っている。
- ⑦ いじめは、その行為によっては暴行、恐喝、強要等の刑事事件として扱われる。
- ⑧ いじめは、教師が人としてのお手本を示し、きちんと指導していくことが問われている。
- ⑨ いじめは、学校、家庭、地域社会がそれぞれの役割を果たし、一体となって取り組む問題である。

(3) いじめの構造



被害生徒・・・主に一人

加害生徒・・・複数の場合が多い

加担生徒・・・直接手を出すことはないが、はやし立てる

傍観生徒・・・見て見ぬふりをする ※ いじめに加担しているという自覚をもたせる

周囲の大人・・・見えにくい状況 ※ 一早く気付くことが大切

2 いじめの未然防止

(1) いじめを生まない学級と授業

- 学校で起きるいじめの多くは、「授業中なんとなくざわざわしている」という状態の学級から発生します。そこで、学校は規律があり、生徒一人一人が大切にされ、分かる授業を行うことが重要です。
- そのために、教師の研ぎ澄まされた人権感覚を基盤に、指導技術を高め、より良い生徒集団（学年、学級、部活動など）をつくっていくことがいじめの防止の鍵となります。

(2) 教師の人権感覚を高める

- 教師の人権感覚とは
学校生活の中で、生徒による人権上問題のある言動を目にしたとき、「それはまずいよ」と思う感性であり、そのような言動を行った生徒に対してその場で注意できる姿勢です。
- 教師の人権感覚と生徒の人格形成
生徒は、日頃の教師の言葉遣いや態度から人間としての生き方を学んでいきます。したがって、教師の人権感覚は、生徒の人格形成に大きな影響を及ぼすことを自覚し、生徒と接していきます。

(3) 教師の指導技術

教師は、いくら高い人権感覚をもっていても、教師としての専門技術を発揮できなければ、生徒は落ち着かなくなり、いじめを生み出す原因となってしまいます。その指導技術とは次の3点です。

- ① 生徒をきちんと掌握し、難しいことを分かりやすく教え、やる気をもたせる学習指導
 - ② 生徒の人格を尊重しながらも、行為については厳しく公平に、あるべき姿へと導く生活指導
 - ③ 目標を示し、生徒に役割を与え、その中で一人一人の生徒の良さを引き出す学級指導
- ※ ③については、学年づくり、生徒会・委員会活動、部活動などにも同じことが言えます。

(4) 生徒の人権感覚を育む ～道徳教育の重要性～

生徒の人権感覚は、家庭と学校が連携し育むことが大切です。基本は家庭教育ですが、学校教育により計画的に人権感覚を育む必要があります。

- 人としてよりよく生きるための道徳教育
道徳の授業をはじめとする道徳教育によって、人としての「気高さ」、「心遣い」、「やさしさ」に触れ、生徒一人一人が自律心と自己有用感をもって生きることができるようになります。
- 東京都の人権課題である「性別」、「子供」、「高齢者」、「障害者」、「同和問題」、「アイヌの人々」、「外国人」、「感染者」、「犯罪被害者やその家族」等について年間を通して啓発していきます。

3 いじめの早期発見

いじめの早期発見のために、いじめという行為を許さない学校づくりを進めます。そのために、生徒が発する小さな兆候（サイン）を見逃さないようにし、生徒の表面的な行動に惑わされることなく心の変化に注意し、違和感を敏感に察知しなければなりません。また、この兆候は家庭で現れることもあるため、家庭と学校の連携を図ることが大切です。

(1) いじめの発見経路

- ① 本人の訴え
- ② 教職員による発見（学級担任、教科担任、顧問、養護教諭、事務職員等）
- ③ 他者からの情報提供（生徒、保護者、地域、関係機関等）
- ④ 積極的な発見努力（生徒アンケート、生徒面談等）

(2) いじめ発見の点検項目

1 表情

- 笑顔がなく沈んでいる
- ぼんやりとしていることが多い
- 視線をそらし、合わそうとしない
- ふさぎ込んで元気がない
- 周囲を気にし、おどおどしている
- 感情の起伏が激しくなる
- 一人でいることが多くなる

2 身体・服装

- 体に原因不明の傷やあざがある
- けがの原因を曖昧にする
- 登校時に体の不調を訴える
- 夜眠れなく睡眠不足になる
- 衣服が破れていたりする
- 衣服が汚れていたりする
- 衣服に靴の足跡が付いている

3 持ち物・金銭

- かばんや靴などが隠される
- ノートや教科書に落書きがある
- 机やいすに落書きなどがある
- 作品・展示物にいたずらされる
- 必要以上のお金をもっている

4 言葉・行動

- 口数が少なくなり一人でいる
- 登校渋りや忘れ物が増える
- 教室や保健室の近いる
- 人の嫌がる仕事をしている
- 携帯電話の着信に敏感になる

5 交友関係

- 不快に思う呼ばれ方をする
- グループ活動の仲間に入れない
- 特定のグループと行動を共にする
- 遊びの中で嫌な役を負わされる
- よくトラブルがおこる

6 教師・保護者との関係

- 教師と目線を合わせなくなる
- 教師との会話を避けるようになる
- 家庭の中の会話が減る
- 問いかけても「別に」と答える
- 食欲がなくなる

(3) いじめの発見が遅れる原因

- ① いじめは大人の見えないところで行われている
あそびやふざけ合いの中で行われたり、加害者と仲が良いように見せかけたりするなど、大人が目につかない時間や場所での証拠の残らない無視や誹謗・中傷が行われることがあります。
- ② いじめられている本人からの訴えが少ない
いじめられている生徒には、親に心配かけたくない、いじめられている自分はだめな人間だ、訴えても大人は信用できない、仕返しが怖いなどの気持ちが働きます。
- ③ 情報空間（ネット）上でのいじめは最も見えにくい
ネット上でのいじめは学校ではほとんど見えません。家庭で、携帯電話などの着信に敏感になった場合、いじめにあっている可能性があるため、日頃から注意して見守ることと気になるときは必ず内容を確認するよう保護者に伝え依頼します。

(4) 早期発見のための手立て

- ① 日々の生徒観察 ～生徒がいるところには教員がいる～
授業と授業の間の10分間、昼休み、放課後の清掃時間などの機会に、生徒たちの様子に目を配ります。生徒がいるところに教職員がいるということは、いじめの早期発見に効果があります。また、いじめを発見した時に教員に知らせたり、相談したりするように日頃から伝えます。
- ② 観察の視点 ～集団の中の人間関係を把握する～
学年や学級の中にどのような集団（生徒のグループ）があり、その集団の中の人間関係がどうかを把握します。その中で、不適切な関係やいじめにつながる言動が見られた場合は、まずい点を理解させ、適切な関係になるよう指導します。
- ③ 日頃からの相談方法の周知 ～発見者が知らせやすい仕組みをつくる～
いじめられている生徒は、自分から訴えることがなかなかできません。でも、一早く気づいてもらい助けてほしいと考えています。そこで、いじめを発見した生徒が、相談する方法を日頃から伝えます。
- ④ 教育相談 ～気楽に相談できる雰囲気づくり～
日常の学校生活の中で教員の声かけなど、生徒たちが気軽に相談しやすい環境をつくとともに、学年ごとにいじめに関する相談の窓口となる教員を決めます。また、スクールカウンセラーや養護教諭など学校全体の窓口となる教員も決めます。
- ⑤ いじめ実態調査（いじめアンケート）の実施
国分寺市教育委員会と連携して、いじめ実態調査を学期ごとに実施します。アンケートで寄せられた内容については、すべて記入した生徒に確認をして実態を把握し、すぐに指導に移せるようにします。ただし、アンケートはあくまでも発見のための手立ての一つであるという認識をもって対応していきます。

(5) 相談しやすい環境を整える

生徒たちが、教員や保護者へいじめについて相談することは非常に勇気のいることです。いじめている側から「告げ口した」と言われて、いじめが助長されたり、新たないじめの標的になる可能性があります。また、このような結果になってしまえば、教員への不信感が募り、よりいじめの発見が困難になります。

- ① 本人からの訴えには
 - 教師は、「よく言ってくれたね、全力で守るよ」という姿勢を貫きます。保健室や相談室など一時的に危険を回避する時間や場所を提供し、本人の気持ちを第一に考えながら、物理的に安全の確保を行います。
 - 疑いをもつことなく事実関係の把握を無理に急ぐことなく、本人の気持ちを丁寧に傾聴します。
- ② 周囲の生徒からの訴えには
 - いじめを訴えてくれたことにより、その生徒が新たないじめの標的とならないよう、他の生徒たちから目の届かない場所や時間を確保し、訴えをしっかりと受け止めます。
 - 訴えてくれた勇気を讃え、情報の発信源は絶対に明かさないと伝え、安心感を与えます。
- ③ 保護者からの訴えには
 - 本人からの訴えと同様、「お子さんを全力で守り抜きます」という姿勢を示し、具体的な方法を提示します。その上で、保護者の訴えや気持ちを丁寧に傾聴します。
 - 「お子さんにも原因がある」という言い方は絶対にしません。
 - 保護者の訴えに対して、事実関係の確認も含めて具体的な対応方法を提示して、理解を得たうえですぐに行動に移していきます。
 - 保護者がいじめに気付いた時には、即座に学校に連絡できるよう、日頃から保護者との信頼関係を築いておく。
 - 信頼関係は問題が起こっていない時にこそ築くことができます。日頃から生徒の良いところや気になるところ等、学校の様子について連絡します。

(6) 「STOPいじめ！国分寺五カ条」等を具現化する

平成25年度 国分寺市いじめ防止 児童会・生徒会フォーラムで採択された、「STOPいじめ！国分寺五カ条」の理念が、学校生活の中で生徒一人一人の勇気ある行動に結びつくように、生徒会活動を充実させます。

- ふだんから自分がされていやなことはしない
- いじめを見つけたら、勇気をもって注意しよう
- 困っている人がいたら、手をさしのべよう
- みんなでさそい合って、仲良くしよう
- 明るいあいさつやあたたかい言葉で友達の輪を広げよう

4 いじめ発生時の対応

(1) いじめ対応の基本的な流れ

いじめの発見

被害生徒からの訴え
まわりの生徒からの報告
いじめのサインの発見
保護者からの報告

教育委員会への報告

いじめ対策委員会
校長を中心とした組織的対応の要
協働体制の確立・指導方針の共通理解

関係諸機関との連携

一次対応（緊急対応）

被害生徒

- ◎事実関係の把握
- ◎心のケア
- ◎安全確保
- ◎学校生活の支援

保護者との連携

- ◎事実関係の報告
- ◎家庭での生徒の見守り
- ◎学校と家庭の信頼関係の構築

加害生徒

- ◎事実関係の把握

周りの生徒

- ◎事実関係の把握

二次対応（中期対応）

被害生徒

- ◎管理職、主幹教諭、生活指導主任
養護教諭、学年主任、学級担任等
による見守り、支援
- ◎心のケア
スクールカウンセラーとの面談

保護者との連携

- ◎指導方針の伝達
- ◎協働した対応への協力依頼
- ◎情報共有
- ◎家庭における生徒の様子
の聞き取り

加害生徒

- ◎いじめの態様に応じた
指導・支援
- ◎心のケア

学級での指導

いじめ問題に関する当事者意識の高揚、道徳教育の充実
特別活動を中心とした絆づくり、自己存在感を実感できる学級づくり

三次対応（中期対応）

被害生徒

- ◎適応の促進に向けた支援
- ◎心のケア
- ◎人間関係再構築への支援

保護者との連携

- ◎情報共有の継続
- ◎家庭教育への支援

加害生徒

- ◎規範意識の育成
- ◎人間関係づくりの改善

学級での指導

人権意識を高める道徳の内面化と特別活動等による実践化の促進
いじめ問題を解決できる学級・学年集団育成の指導の充実

(2) 事実確認の際の確認事項

いじめの訴えに対しては、訴えてきた人の気持ちを大切にしながら、担任及び学年の教員が中心となって次の情報把握に努めます。また、その情報はすみやかに「いじめ防止対策委員」に報告します。

- 誰が誰をいじているのか？・・・・・・・・・・・・・・・・（加害者と被害者の確認）
- いつ、どこで起こったのか？・・・・・・・・・・・・・・・・（時間と場所の確認）
- どのような内容で、どのような被害を受けたのか？・・・・・・（内容と被害）
- いじめのきっかけは何か？・・・・・・・・・・・・・・・・（背景と要因）
- いつごろから、どのくらい続いているのか？・・・・・・・・・・（期間と頻度）

(3) 犯罪行為の有無と程度を確認する

いじめの内容によっては、法律（刑法）にふれるものもあります。いじめられている生徒を守り通す姿勢を貫くためには、それは「犯罪行為」であるということを伝え、毅然とした対応を取ります。

- ① ひやかしやかからかい、悪口や脅し文句・・・・・・・・・・・・脅迫、名誉棄損、侮辱
- ② ぶつけられる、叩かれる（けがをさせられる）・・・・・・・・・・暴行・（傷害）
- ③ お金や物をたかられる・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・恐喝
- ④ お金や物を盗られたり、壊されたり、捨てられたりする・・・・・・・・窃盗、器物破損
- ⑤ 嫌なこと、恥ずかしいこと、危険なことを強制される・・・・・・・・強要
- ⑥ 性的に嫌なことをされる・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・強制わいせつ
- ⑦ パソコンや携帯電話で嫌なことをされる・・・・・・・・・・・・名誉棄損

(4) いじめられた生徒・保護者に対する対応

- ① 生徒に対して
 - 事実確認とともに、今のつらい気持ちを受け入れ、共感することで心の安定を図ります。
 - 「最後まで守り抜くこと」、「秘密を守ること」を伝えます。
 - 解決までの道筋を示し、安心感を与えます。
 - その生徒にとって信頼できる教師、友人、家族と連携し支える体制を創ります。
 - 「あなたが悪いのではない」ことをはっきりと伝え、自尊感情を高めるようにします。
- ② 保護者に対して
 - 発見したその日のうちに、家庭訪問等で保護者と面談し、事実関係を伝えます。
 - 学校の指導方針を伝え、今後の方針について確認し合います。
 - 保護者の不安、つらい気持ちを共感的に受け止めます。
 - 犯罪被害を受けた場合は、警察など関係機関との連携について話し合います。
 - いじめた生徒およびその保護者による謝罪と誓約の会の開催について話し合います。

(5) いじめた生徒・保護者に対する対応

① 生徒に対して

- いじめは、相手の人格を傷つけ、生命、身体、財産を脅かす犯罪行為であることを理解させ、自らの行為に対する責任を自覚させます。
- 被害生徒およびその保護者への謝罪、今後の誓約を行い、損害を与えた部分については、加害生徒の保護者ととも最大限の誠意を尽くすよう指導します。
- いじめの緊急性、重大性に応じて、いじめた生徒に対して別室指導や出席停止制度を活用して、いじめられた生徒が落ち着いて教育を受ける環境を確保します。
- 重大な犯罪行為については、所轄の小金井警察署と連携して対応します。
- いじめた生徒が抱える問題など、いじめの背景にも目を向け、必要な指導や支援を行います。
- 交友関係、学習・進路、家庭の悩みなどの不満やストレスがあっても、いじめに向かうのではなく、発散できるように指導・対応します。

② 保護者に対して

- 事実確認後ただちに、保護者に連絡を取り、事実関係を伝えます。
- 学校の指導方針を伝え、今後の方針について伝えます。
- 相手方の生徒・保護者の不安やつらい気持ちを伝え、より良い解決が図れるようにします。
- 重大な犯罪行為があった場合は、警察とも連携し毅然と対応することを伝えます。
- 相手方の生徒およびその保護者に対する謝罪と誓約の会の開催について話し合います。

(6) 周囲の生徒たちに対する対応

- 当事者だけの問題ではなく、学級、学年、学校全体の問題として捉えます。
- 「いじめは決して許さない」という毅然とした姿勢を学級・学年、学校全体に示します。
- はやし立てる、観て見ぬふりをする行為も、いじめを肯定していることを理解させます。
- いじめを訴えることは、正義に基づいた勇気ある行動であることを指導します。

(7) 継続した指導

- いじめが解消したと見られる場合でも、引き続き十分な観察を行います。
- 双方の生徒の良さを見付け、褒めたり、認めたりして肯定的な関わり方をし、自信をもたせます。
- 双方の生徒に対し、心理士や関係機関との連携により心の安定を図ります。
- 本件を教訓に、日常の指導体制の見直しを行い、いじめ防止の取組を強化します。

5 感染症等への偏見や差別・いじめへの対応

コロナウイルス感染症の拡大やその対策に伴う不安やストレスから、感染症等に感染した人や検査を受けた人、治療に当たっている医療関係者、それぞれの家族など、様々な立場の人たちが、現実社会やSNSなどで誹謗中傷や差別、いじめなどにより傷つけられる事案が発生しています。このような行為は、人を傷つけ、人権を侵害する不適切なものであり、あってはならないことです。

不当な偏見や差別、いじめなどの人権侵害の発生を防ぐために、生徒や教職員が一人一人の人権を大切に、安心して学校生活を送れるように、適切な配慮や指導を行っていきます。

(1) 感染症やその予防についての正しい理解

指導に当たる教職員が感染症やそれに関する不当な偏見や差別、いじめなどの人権侵害について正しく理解するとともに、生徒が正しく情報に基づき、適切な行動がとれるよう、発達段階を踏まえた指導を工夫します。その際には、文部科学省や厚生労働省、東京都教育委員会、日本赤十字社などの公的機関等の資料や教材を参考とします。

(2) 不当な偏見や差別、いじめの防止や発生した時の対応

- ①公的機関などが提供する正確な情報の入手に努め、インターネットやSNSで氾濫しているうわさやデマなどの不確かな情報を鵜呑みしたり、安易に拡散したりしないよう指導します。
- ②不確かな情報による思い込みや誤解、差別的な言動への安易な同調などはしないように指導します。
- ③もし、不安が大きくなったり、自分自身が傷つけられたりした時は、一人で悩まず、すぐに家族や学校の先生など、信頼できる大人に相談するよう伝えます。直接相談しにくい時は、相談窓口などを利用するよう日頃から指導します。
- ④自分の周りの傷ついたり、不安な気持ちを抱えたりしている人に対して、思いやりのある言動ができるようお互いの人権を尊重する意識を大切にすよう指導します。
- ⑤生徒の、コロナウイルスを含む感染症等に関する偏見や差別、いじめなど、不適切な発言等については、その場で指摘し指導を行います。

(3) 保護者との協力・連携

- ①不確かな情報に惑わされ、人権侵害につながることはないよう、国や東京都、国分寺市などの公的機関が発信する正しい情報の入手や、不当な偏見や差別、いじめの予防のために正しい情報と認識を得られるよう家庭での話し合いを促します。
- ②生徒のささいな変化に気づき、いじめに関わる心配等がある場合には、家庭だけで悩まず、積極的に学校や関係機関等への連絡や連携を図るよう依頼します。

(4) 個人情報の保護

生徒・保護者等から感染症等の症状や検査等についての相談・連絡があった場合、丁寧に対応し、適切な対応による不当な偏見や差別、いじめ、情報漏洩が生じないように、個人情報の取り扱いには十分注意します。

6 インターネットおよびSNS上のいじめへの対応

保護者や教師は、インターネットやSNSの特殊性による危険を十分に認識する必要があります。まず、保護者は子供の情報端末の仕様とその影響に対して監督責任を負います。学校は、インターネットやSNSの正しい使い方について、被害者や加害者にならないための具体的注意について、指導する義務を負います。

一旦、被害が発生した場合は、学校と保護者が連携し、投稿された書き込みや画像等を削除するとともに、事案によっては、警察や情報通信の専門家と連携し対応していく必要があります。

(1) インターネットおよびSNS上のいじめとは

パソコン、スマートフォンを利用して、特定の生徒の誹謗中傷、グループ外し、不適切な画像の投稿、電子メールでの脅迫などによりいじめを行うものです。まずは、インターネット上にどのようなサイトがあり、どのようないじめが行われているのかを理解する必要があります。

- ① 電子メール・・・誹謗中傷や脅迫的な文章を直接送り付ける。不適切な内容の文書を送信し、不特定多数の相手に転送を強要する。
- ② SNS・・・ソーシャルネットワークサービスの略称。会員に登録したもの同士の交流ができる。LINEもこれに含まれる。この中でやりとりが現実の世界にも影響し、殺人事件に発展した事例もある。また、会員登録の承諾やグループ外し、強制退会をめぐるいじめに発展する場合もある。
- ③ 動画投稿・・・YouTubeやTikTokを通じて誰もが自由に動画を投稿できる。いじめている場面を撮影し、それをそのまま投稿してしまった事例もある。
- ④ 短文発信・・・Twitter(X)、Instagramもこれに含まれる。不特定多数の人につぶやくように発信し、悪口や不適切映像などが発信されてしまうことがある。
- ⑤ 個人掲示板・・・ブログ(ウェブ・ログ)と呼ばれ、日記のように自由に書き込んだり、それに対するコメント(投書)もできるため、第三者の悪口が書き込まれ、不特定多数の人が閲覧できてしまう。
- ⑥ 学校裏サイト・・・非公式の学校ホームページを開設し、学校関係者の悪口などを書き込む。

(2) インターネットの特殊性による危険性

- ① 匿名性により、自分だとは分からなければ何を書いても構わないと、安易に誹謗中傷が書き込まれる。被害者は周囲のみんなが自分を誹謗中傷していると思うなど、心理的衝撃が大きい。
- ② 安易に掲載された個人情報や画像は、加工が容易にできることから、誹謗中傷に悪用されやすい。
- ③ 投稿された画像に位置情報が添付されている場合は、自宅が特定されたり、利用者の個人情報が流出したりする。
- ④ 一度流出した個人情報は、回収することが困難であるだけでなく、不特定多数の者に拡散されたり、悪用されたりする危険性がある。

(3) 家庭との連携

情報通信機器は、家庭で買い与えている物であり、学校での指導には限界があります。家庭における情報通信機器の管理や指導について、以下の点で保護者に協力を呼びかけます。

- ① 家庭における未然防止
 - 生徒たち**個人所有**のパソコンや携帯電話、スマートフォン等の管理責任は家庭にあります。携帯電話をもたせる必要性について慎重に検討し、もし持たせるのであれば、フィルタリング（機能制限）だけではなく、家庭における決まりづくりが必要です。
 - **学校で配布されたタブレット型パソコンも家庭に持ち帰った際には、学習以外の用途で使用してはいけません。**
 - インターネットへの接続は、危険な空間の入り口に立っているという認識、知らぬ間に利用者の個人情報が流出してしまうという認識をもたせることが必要です。
 - インターネット、SNS上のいじめは、他のいじめ以上に深刻な影響を与える認識が必要です。
- ② 家庭における早期発見
 - 保護者は、親権者として子供の通信記録を閲覧する権限をもっています。不適切な内容の送受信記録の有無について定期的に確認し、不適切なものを発見した場合には、すぐに学校に相談することが必要です。このことは、情報通信機器を子供に与える際に基本的な約束として確認をしておくことが大切です。

(4) 書き込みや動画、画像の削除に向けての流れ

- ① インターネット上のいじめの発見、生徒・保護者からの相談
- ② 書き込み内容の確認
 - 掲示板のアドレス（接続先）を記録
 - 書き込み内容や画像を印刷（携帯電話の場合は画面を撮影して記録）
- ③ 削除を依頼する
 - 投稿者が分かっている場合は、保護者に削除依頼する
 - 投稿者が分からない場合は、掲示板の管理人に削除依頼する
 - 管理人と連絡が取れない場合は、プロバイダー（その掲示板を提供している会社）に削除依頼する
- ④ 削除依頼をしても削除されない場合、また、管理人や提供会社への削除依頼方法が分からない時は、小金井警察署、東京法務局立川出張所（電話 042-524-2716）、法務省「インターネット人権相談窓口」<http://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken113.html>などに相談し、削除依頼する。
- ⑤ チェーンメール（不幸の手紙）は、架空のものであり、転送しないことで不幸になったり、危害を加えられたりすることはないので、絶対に転送しない。転送すれば、自分も加害者の一人になってしまうことになる。どうしても心配な場合は、下記に転送する。

日本データ通信協会メール相談センター

<http://www.dekyo.or.jp/soudan/chain/index.html>

(5) 情報規範（情報モラル）教育

- 軽はずみに自己もしくは他者の個人情報を発信・投稿しないこと。授業で撮影した画像・動画などは先生の許可なく、発信・投稿しない。
- 発信した情報は、世界中の誰でも見られてしまう。すぐに拡散してしまう。一度流出・拡散した情報は、永久に残ってしまう。半永久的に回収が不可能である。
- SNS上での悪口等の誹謗中傷、特定の人物へのグループ外し、不適切な画像の投稿、拡散などはすべていじめに該当する行為なので絶対にしない。
- コロナウイルスに関わる不確かな情報の投稿はしない。また、悪意のある投稿や拡散は人権問題や刑事罰に問われる可能性がある。
- 画像などを使用する際には肖像権や著作権が発生する場合がある。無断で使用した場合は、肖像権や著作権の侵害にあたる。
- 大事な情報には必ずパスワードをかける。安易に他人に自分のパスワードを教えたりしない。
- メールやサイトのリンクやファイルはすぐには開かない。ウイルスが仕込まれていたり、パスワードなどを盗もうとしたりする。

(6) 国分寺子どもeルール（平成26年度制定）

- ① 電子メールや交流機能（SNS）の使い方に関すること
 - 人の悪口は、書かない
 - 個人情報は、書かない（氏名、住所、電話番号、写真など）
 - 発信する情報に責任をもつ
- ② 時間に関すること
 - 家族と相談して使う時間を決めよう
 - 本当に必要な時だけ使うようにしよう
- ③ マナーに関すること
 - 家族や友達と話している時はさわらないようにしよう
 - 公共の場で迷惑にならないようにしよう（図書館、病院、電車の中など）
 - 歩いたり、自転車に乗ったりしながら使わない

(7) 国分寺四中eルール（平成29年度制定）

- ① 電子メールやSNSの使い方に関すること
 - 人の悪口は言わない、グループはずしをしない、自他の個人情報を載せないようにしよう。
 - メールやSNSの内容に不審な点があれば、すぐに学校へ連絡しよう。
- ② 時間に関すること
 - 緊急の連絡以外、夜10時以降の利用はやめよう。
 - 定期考査前1週間は、遊び目的の利用はやめよう。
 - 家庭で相談して、使う目的、時間帯、場所等の決まりを作ろう。
- ③ マナーに関すること
 - 家族や友達と話しているときは触らないようにしよう。
 - 公共の場では迷惑にならないように使おう。（図書館、病院、電車の中など）
 - 歩いたり、自転車に乗ったりしながら使わないようにしよう。

7 いじめ防止対策委員会の設置

(1) 目的

本校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、問題行動の未然防止・早期対応・解決に向けた対策を講ずることを目的とする。

(2) 構成員

校長、副校長、生活指導主任、主幹教諭、学年主任、**特別支援教育コーディネーター**および養護教諭を常任委員とし、必要に応じてスクールカウンセラー、社会福祉士、関係機関が加わり、専門的見地からの指導・助言を得るものとする。

(3) 役割

- ① 日常の生徒観察および定期的ないじめ調査により、いじめの早期発見・情報の共有に努められるよう校内の仕組みを整える。
- ② いじめに関する情報を得た場合は、被害者の心情をくみ取りながら事実確認を行えるよう速やかに対策を講じる。
- ③ いじめの事実が確認された場合は、いじめを受けた生徒およびその保護者に対する支援、いじめを行った生徒及びその保護者に対する指導・助言を継続的に行えるよう対策を講じる。
- ④ いじめを受けた児童が安心して教育を受けられるようにするために必要な措置を講ずる。
- ⑤ 保護者間の争いが起きることのないよう、いじめに関する情報を関係保護者と共有するための措置を講ずる。
- ⑥ 関係生徒および保護者の心理的支援、福祉面での支援が必要な場合は、スクールカウンセラー、社会福祉士、関係機関の指導・助言を得る。
- ⑦ いじめの内容が、暴行、傷害、恐喝、強要、窃盗、名誉棄損等犯罪行為にあたる場合は、所轄の警察署と連携し対処するものとする。なお、生徒の生命、身体または財産に重大な被害が生じるおそれがある時には、直ちに所轄の警察署に通報し、適切な援助を求めなければならない。
- ⑧ いじめを行っている生徒に対して、学校教育法第11条の規定に基づき懲戒が必要な場合は、適切な懲戒の方法を講ずるものとする。なお、出席停止の措置が必要な場合は、校長の判断の下、所轄の教育委員会に出席停止の措置を求めるものとする。

(4) 定例会および緊急招集

- ① 定例会は、毎週開催する定例企画委員会の中で実施し、各学年の実態について情報交換を行うとともに、いじめ調査に基づいた対応を協議する。
- ② 事案に応じて、緊急招集を行い、緊急対応の方針を定め実行に移す。

8 いじめ防止のための年間行動計画

(1) 月別年間行動計画（詳細は教育課程補助資料7参照）

	4月	5月	6月	7月	8月	9月
校内組織	基本方針の確認 人権研修、要配慮生徒の確認	要配慮生徒の確認		いじめ防止研修 (重大事案・変更改定案)	教職員人権研修 (事例研究)、要配慮生徒(サポート体制と方針)	
防止対策	S C 全員面接 (1年)		人間関係構築 (運動会) 弁護士によるいじめ防止授業 (1年)	セーフティ教室 (情報モラル教育、ネットいじめ防止) SOSの出し方指導 道徳授業地区公開講座	2学期初め要配慮生徒支援	校外学習(1年) 修学旅行(3年) に向けた目的意識高揚 関東大震災追悼 校長講話
早期発見	年度始実態把握 および要配慮生徒情報交換	年度始実態把握 および要配慮生徒情報交換	いじめアンケート調査と対応	学校評価アンケート	要配慮生徒情報交換とサポート体制の方針確認	学期始実態把握
対保護者	保護者会における理解啓発、ネットいじめ防止	ネットいじめ防止対策啓発		三者面談等		

	10月	11月	12月	1月	2月	3月
校内組織			いじめ防止研修 (重大事案・変更改定案)	要配慮生徒(サポート体制と方針)		本年度の成果と次年度に向けた課題
防止対策	人間関係構築(四響祭(合唱発表会))	いじめ防止フォーラム、	いじめ防止フォーラムの全校生徒への還元	3学期初め要配慮生徒支援 移動教室(2年)、受験に向けた目的意識高揚		卒業式に向けた目的意識高揚
早期発見	いじめアンケート調査と対応		学校評価アンケート	学期始実態把握	いじめアンケート調査と対応	要引き継ぎ事項の確認
対保護者			三者面談等			保護者会実態報告と啓発

(2) 年間を通して行動すること

- ① 生徒会が主催する四つ葉のクローバー運動を実施する。
- ② いじめ防止対策委員会の定例会は、毎週実施する企画委員会の中で実施する。
- ③ 登校時、昼休み、清掃時における生徒の実態把握については、各学年の教師がそれぞれ分担する。

9 重大事態発生時の関係機関との連携

(1) いじめの重大事態の調査に関するガイドライン

- ① 児童生徒が自殺を企図した場合
○自殺を企図したが軽傷で済んだ。
- ② 心身に重大な被害を負った場合
○リストカットなどの自傷行為を行った。 ○暴行を受け、骨折した。
○投げ飛ばされ脳震盪となった。 ○殴られて歯が折れた。
○カッターで刺されそうになったが、とっさにバッグを盾にしたため刺されなかった。
- ③ 金品等に重大な被害を被った場合
○複数の生徒から金品を強要され、総額1万円を渡した。
○スマートフォンを水に浸けられ壊された。
- ④ 精神性の疾患を発症した場合
○心的外傷後ストレス障害と診断された。
○嘔吐や腹痛などの心因性の身体反応が続く。
○多くの生徒の前でズボンと下着を脱がされ裸にされた。
○わいせつな画像や顔写真を加工した画像をインターネット上で拡散された。
- ⑤ いじめにより転学等を余儀なくされた場合
○欠席が続き（重大事態の目安である30日には達していない）当該校へは復帰ができないと判断し、転学（退学等も含む）した。

(2) 国分寺市教育委員会への報告

- ① いじめの重大事案を把握した場合には、被害者の命と尊厳を守り抜くことを最優先します。そのため、学校だけで抱え込むことなく、速やかに国分寺市教育委員会へ報告し、問題の解決に向けて指導・助言等の必要な支援を受けます。
- ② いじめの加害者に対して必要な指導を行ったにもかかわらず、いじめ行為が改善されない場合、学校の秩序を維持し他の生徒の教育を受ける権利を保障するために、国分寺市教育委員会の方針に基づいて出席停止の処分を行います。

(3) 小金井警察署との連携

- ① 学校でのいじめが暴力行為や恐喝など、犯罪と認められる事案に関しては、早期に小金井警察署生活安全課に相談し連携して対応します。
- ② 生徒の生命・身体の安全が脅かされる場合には、躊躇せず直ちに通報します。
- ③ 緊急時以外にも、小金井警察署スクールサポーターとの関係を構築し、相互協力できる体制を整えます。
- ④ 必要に応じて、いじめ被害者の精神的回復、加害者の立ち直りのための支援を、立川少年センターとの連携を図りながら行います。

※ 立川少年センター 立川市柴崎町 2-14-10 (042-522-6938)